

韓国の地域福祉に関するフィールド・メモ

—2004～2019年—

金 早雪

はじめに

韓国の福祉は、IMF通貨危機（1997年）直後の公的扶助制度の一大改革（国民基礎生活保障法の施行：2000年）や、医療保険制度の統合（2000～17年）、年金制度改革（2004～08年）、介護保険制度と基礎老齢年金（非拠出）の導入（2008年）など、市民福祉運動の主導または影響のもとに、短期間に一気呵成に構築された。その内容・詳細や福祉機関・施設に関わる公私 の関係性などについてはすでに拙著（2016）（2017）などで論じてきたほか、近年の福祉現場の状況については、アジア経済研究所の共同研究書や旬報社『世界の社会福祉年鑑』（2006～15年、2009年を除く）所収の拙稿等で、それぞれのテーマに応じて紹介してきた。

振り返ってこの15年間に、韓国では各地に各種の福祉施設（ケア・システム）が急速に広がるとともに、雇用の流動化を背景に、生活困窮者のための自活企業や社会的企業への支援（ワークフェア）も試行錯誤しつつ着実に進展している。そこには、「ミニ日本」ではなく、また「後発性」だけでは語り切れない、21世紀初頭の韓国ならではの福祉が実在している。実際、現場で見聞きした光景や言葉の端々に、人権意識の深まり（国家と国民・個人の関係の相対化）やノーマライゼイション（共生、ソーシャル・インクルージョン）志向を発見すること再々であった。それが底流にあって、韓国型「第三の道」ともいるべき「社会的経済」戦略が展開されてもいる（拙稿2020、参照）。

もちろん、韓国社会には、脱北者・中国同胞や外国人のほか、女性・障碍者などへの差別や偏見もあるし、地域対立や保革対立の激烈さなどの問題も

多々ある。それでも、開発独裁政治を自ら打破してきたエネルギーが、人権課題としての福祉の構築につながっていることは間違いない。またかつて福祉欠落を補ってきた韓国特有の社会組織やシステムの再編・再生が、いま地域福祉に新しい息吹を送ってもいる。これはそうした韓国のユニークな地域福祉現場をとらえた、過去15年間のフィールド・メモである。

1. 私の韓国福祉研究事始め

韓国の福祉との出会いは、信州大学赴任（1986年）の直後に入手した『小法典1986年版』（玄岩社）で、「社会保障に関する法律」（1963年制定）、「医療保険法」（1977年制定）、「生活保護法」（1961年制定、1982年改正）、「老人福祉法」「障害者福祉法」（1982年制定）そして「国民年金法」（1986年制定、88年施行）を知ったことである。開発から福祉への政策シフトの兆しと捉えて、文字通り拙い論稿（金早雪1992）を残す機会を得た¹。その後、「生存権憲法裁判」係争中（1994年2月～97年5月）における「社会保障に関する法律」の「社会保障基本法」への改訂（1995年）について、法案提出こそ政府（保健社会部から改名したばかりの保健福祉部）によるが、国立中央図書館で入手した『国会会議録』で、野党の健闘も小さからぬことを発見し、拙稿（2002）にまとめた。この頃から、宇佐見耕一氏（現在、同志社大学）にアジア経済研究所での共同研究へのお誘いを頂き、2004年から現地調査への派遣機会も隔年程度、頂いた。信州大学からの予算や科研補助（2012～15年度、2016年度）なども得て、資料収集をかねて訪韓するたびに、各地の福祉現場を訪ね歩いた（表1、図1）。

¹ 故小林謙一先生（法政大学名誉教授）の研究会に参加したことから、掲載機会を頂いた。生前のご指導とご厚情に今更ながら大変感謝する次第である。

表1 韓国の福祉ヒアリング記録

	訪問先		政治・政策
	福祉施設・自活センター等	政策関連機関・研究者など	
2003			盧武鉉政権発足（～08.2）
2004	全州自活後見機関	参与連帯福祉委員会、同「希望UP政策討論会」 自活後見機関協議会・自活情報センター	「地域児童センター」の法定化 8月 外国人許可制を開始
2005		韓国職業能力研究院	2月 戸主制違憲判決 5月 低出産高齢社会基本法 光州の聾啞学校長らの生徒への性暴行事件、発覚 合計特殊出生率1.08
2006		参与連帶	緊急福祉法施行
2007		韓国保健社会研究院	2月 高校経済教科書問題
2008	冠岳地域自活センター、幸福創造・老人福祉センター（恩平区） 全羅南道：順天・リンジエ総合社会福祉会館（写真8）、高興福祉タウン・老人福祉会館（写真12）	老人能力開発院 全羅南道：高興郡庁（写真5）、順天大学	1月 戸籍法に代えて新たな家族登録制の導入 2月 李明博政権発足 4月～ ろうそくデモ
2009	大韓老人会（写真11） 全羅南道：木浦福祉財団（写真7）、木浦市老人福祉館、木浦共生園、木浦市障害者福祉総合会館、清壽園	韓国社会福祉協議会、老人問題研究所 韓国地方行政研究院 徐相穆氏（初代保健福祉部長官）	7月 済州4・3など3事件を過去事処理支援団に統合 12月 国家情報化基本法制定、韓国保健福祉情報開発院を新設（現、社会保障情報院）
2010	中央大学付属中央社会福祉館（写真14）、サランエヨルメ〔愛の実〕共同募金会、麻浦区立シネキル敬老堂（大林洞、中国朝鮮族・帰韓者）（写真10） 東海市老人福祉センター（三育財団）、ワールドビジョン東海総合社会福祉館訪問、NPO東海市障害人福祉会	ソウル市鐘路1・2・3・4街住民センター（写真6） 東海市社会福祉協議会（写真9） 曹興植氏（ソウル大教授／参与連帯社会福祉委員会初代委員長）、金淵明氏（中央大学教授／参与連帯社会福委員会委員長）	6月 地方選挙時に教育監の直接選挙、開始
2011	尚州市多文化家族支援センター（大韓長老会・尚州教会の運営）（写真15）	全国多文化家族事業支援団（女性家族部の委託）	10月 ソウル市長補選で朴元淳氏当選
2012			アイトルボム〔子育て〕支援法制定 フィリピン出身女性国會議員誕生
2013		保健社会研究院 金容漢氏（元建国大学総長）	2月 朴槿恵政権発足 3月 電子政府法制定
2014	安山市：安山地域自活センター、	ソウル市社会的経済センター	1月 政府・保健福祉部、世宗

韓国の地域福祉に関するフィールド・メモ

	外国人住民センター、	社会的企業中央協議会	市に移転 4月 セウォル号事件
2015	ソウル：恩平天使園、恩平地域 オリニ（児童）センター 釜山市：トンネ地域自活セン ター	ソウル市女性家族財団 地域児童センター中央支援団 保健社会研究院 釜山市：社会的企業研究院	12月 国民基礎生活保障法改正 (分立給付制)
2016	大田市：監理会泰和福祉財団 大田総合福祉館、同・公州社会 福祉館（多文化家族支援セン ター） 大田西区地域自活センター、社 会的企業・共感万歳	ソウル市福祉財団	
2017	済州：西帰浦市障害者総合福祉 館 ソウル：ソウル老人福祉セン ター（写真13）、ソウル市ダ ローバルセンター	ソウル：地域児童センター中央 支援団（保健福祉部委託） 光州大学校（李ヨンギョ教授）	3月 朴槿恵大統領罷免 5月 文在寅政権発足
2018	韓国地域自活センター協議会	中央自活センター	
2019	広州市：外国人労働者支援セン ター		

出所：筆者作成

注：2008年の全羅南道調査には羅仁淑氏（早稲田大学）に同行いただき、2015年のソウル市女性家族財団には山地久美子氏（大阪府立大学・神戸大学）に同伴させていただいた。2017年の済州は朴光駿教授（佛教大学）主催の院生研修に参加させていただいた。独自調査ではいつも李義圭氏（元、韓国職業能力開発院）、卞在寛氏（元、韓国老人能力開発院）などにお世話になった。2004～15年の多くはアジア経済研究所から、その他のいくつかは信州大学の国際交流関連の支援や（2017年のソウルは、大学院講義の一環である）、科研（2012～15年度、2016年度）などによっている。関係各位に謝意を表したい。

この時期の韓国政治は、市民運動に親和的な盧武鉉「参与政府」（2003～08年）、ろうそくデモが始まる李明博政権（2008～13年）、就任翌年にセウォル号事件が起こる朴槿恵政権（2013～17年3月罷免）、そして日韓関係が膠着の極みにおかれる現・文在寅政権（2017年5月～2022年5月）と、常に保革伯仲の緊迫状態が続いてきた。注目すべきこととして、保守政権にあっても、温度差はあったにせよ福祉が明らかに後退したとまでは言いきれない。例えば李明博政権では、先に言及した無拠出老齢年金が開始されたほか、朴槿恵政権は老齢年金の増額が公約には及ばなかったとはいえ、子ども手当への導入のほか、生涯周期別の「マッチャム（諂え、ニーズ対応）型」福祉を標語に据えて、各種福祉の対象や基準を弾力化するなどの改革を行っ

図1 訪問調査地



ている（従来の福祉推進派への対抗でもあったが）。

この間に韓国社会のグローバル化、ジェンダー主流化、IT化、そして地域格差是正を象徴することとして、2004年の外国人の産業実習制度から雇用許可制への移行、2005年の戸主制の違憲判決（2008年に戸籍に代わる家族登録制度に変更）、そして電子政府構築が進むなかでの2013～14年における政府・行政機関の世宗特別自治市への移転などがあった。

世宗市の行政機関庁舎は、保健福祉部なら関連の深い雇用労働部や女性家族部に隣接するなど、機能性に富むようと思われる。(写真1)

写真1 政府世宗庁舎案内板と保健福祉部庁舎



2016年3月15日、筆者撮影

2. 韓国の福祉行政・伝達と地方自治

2-1) 開かれた政府：情報公開、電子化と「民願」

韓国の中の政治・行政を大きく塗り替えた原因の1つは、2000年4月の国会（一院制）総選挙に向けた落選運動であろう。後日、これは選挙法違反に問われたが、以来、おおよそ韓国の国政・地方とも議員は在任中の法案提出状況や法案への賛否などの実績が厳しく問われる政治風土が醸成されている（法案、法令の過剰をきたしてもいるようだが）。

他方、国会審議のテレビ放送は遅れて、1998年に初めて生中継がなされた²。が、そのあの動きは驚くべきで、2002年に専用チャンネルが確保され、2010年11月から24時間終日放映になっている。国会審議がないときは、「今日の国会」などの特集で、過去の同じ日の出来事を年代順に紹介するなど、国会にまつわる情報提供がなされる。（写真2）

民主化と並行して、1990年代後半、韓国政府は、アメリカにならって「電子政府」構築推進を強化し、2009年の国家情報化基本法、2013年の電子政府法の制定へと進んだ。保健福祉部関連では、「Bokji-ro」（福祉へ／福祉路）

² 「国会放送」公式サイトより (<http://www.natv.go.kr/renew09/brd/info/intro.jsp>)。ちなみに盧武鉉氏は当時、議員として初の国会生中継のTV画面に登場し、氏の息子がそれを高校で見て驚いたという。

写真2 「国会放送」チャンネル（保健福祉委員会の国政監査光景）



2015年9月11日、YMCA ホテル客室にて筆者撮影

<http://www.bokjiro.go.kr/nwel/bokjiroMain.do> というサイトに、各種情報がありオンライン給付申請もできる。各種の対人行政サービスの電子化をしやすい背景には、13桁からなる個人番号が1962年から用いられてきたことも背景にあろう。13桁は、生年月日6桁、性別、出生地4桁、同日の届け出順序、チェックディジットからなる。1969年から発行されてきた「住民登録証」も紙媒体から電子化され、これを用いて地下鉄構内などにある自動発給機（写真3）で各種証明書の類を出すことができる。その画面に「生活保障受給者証明書」もあり、受給率が3%、全羅南道の高齢女性だと実に15%を超える高さから、必要性が高いというだけでなく、生活保障受給へのステイグマが薄らいでいるのかもしれない。

電子化と並行して、権威主義からの変革が、行政窓口にもストレートに反映されている。かつて1980～90年代の政策文書に、「福祉伝達体系」（の改善）がしきりに唱えられていた。例えば、生活保護の場合、法令の建前は申請主義だが、実際には町会長にあたる「洞長・班長」の一存に委ねられるといった状況だった。さかのぼって1969年頃の保健社会部・社会保障審議委員

写真3 「民願」(住民サービス)自動発給機



ソウル・地下鉄通路にて（2011年3月29日、筆者撮影）。

初期画面は、「住民登録」「地籍・土地・建物」「車両」「健康福祉」「農地原簿」「兵籍証明書」など。

会が中心となった「社会開発構想」でも、地域ごとのニーズを把握する「福祉事務所」の設置が提唱されていたが、40年の時を経てようやくそうした機能・システムが実現している。

特筆すべきは、警察110、救急119同様に、局番なしの「129」で福祉相談に無料でつながることである（写真4）。2000年代に入ってから設置されたもので、源流は1980年の、女性運動組織でのDVや性被害などの電話相談であろう。かつてバス車内などに、「怪しい人を見たら113、報奨金は……」とあった。隔世の感、実に深い。

盧武鉉政権時代に、対住民サービスや住民から行政への要望を「民願」と称して、政府関連サイトはこの「民願」重視の配置がなされていた。要望に応じて、回答に要する日数をまず知らせるなどの対応もなされていた。「開かれた」政治が標語とされ、全羅南道の高興郡庁でも「開かれた民願課」と称されていた（写真5）。

写真4 保健福祉センター「129」



出所：保健福祉部公式サイト

出典：<https://www.129.go.kr/#skipNavi> (2019年10月23日アクセス)

写真5 全羅南道高興郡庁の「開かれた民願課」という案内板



2008年9月4日、筆者撮影

かつて役場は上意下達のための威圧的な場所だったが、現在は、「住民センター」（又は住民自治センター、行政福祉センター）と称して、きめ細かいサービスが行えるよう、数万人単位の行政区域ごとにおかれている³。住民らの教養・健康講座や交流もできる「住民自治会館」を併設する場合もある（写真6）。現在、文政権は、日本の包括ケアシステムに類して、雇用・福祉のワンストップサービスと、看護サービスなどの「찾아가는（訪ねて行く）福祉」を、全国の住民センター単位（約250カ所：市郡区という「基礎

³ 松本市（人口約22万人）では6支所・14出張所のほか、公民館をベースとする35の「地域づくりセンター」というきめ細かい行政サービスに取り組んでいる。

写真6 上意下達だった「洞事務所」から開かれた「住民センター」（兼自治会館）へ

横手の壁には「郷土
予備隊」の看板も



上は「住民
センター」、
下は「住民
自治会館」



ソウル市鍾路1・2・3・4街〔丁目〕住民センター。1階が行政事務所で2階は健康器具のある部屋や体育館仕様のスペースがあった。(2010年8月20日、筆者撮影)

自治体」の総数226にほぼ相当)で実施することを目標としている。ざっくり、人口20万人程度単位という計算になる。後述の地域自活センター249カ所もまさにこの通りの配置である。

2-2) 政策・事業の司令塔としての「支援団」

韓国の各種地域福祉の運営方法は、法令に基づいて地方自治体が当該福祉事業場を設置し、運営は民間法人が3年ごとに受託する仕組みをとっている。例えば、多文化家族支援法(2008年制定)では、5年ごとの全数調査を行い、地方自治体にセンター設置を義務づけている。地域児童センターも、最近、法定化された施設である。こうした新たな福祉現場については、当然、施設や事業運営に関する規定・基準がおかれ、その要件を満たさなければ、運営委託の継続ができなくなる。

その現場についてはあとで紹介するとして、これらの事業について、それぞれ「多文化家族事業支援団」「地域児童支援団」(ともに女性家族部委託)と称する組織がある。

多文化家族事業支援団は、全国の基礎自治体ごとの多文化家族支援セン

ター（200カ所）を傘下において統括する中央本部として2006年3月に設立された。ヒアリングした2011年当時、事業支援団のスタッフは25人で、福祉、家族・女性、教育などのプログラム開発はそれぞれの専門分野の博士学位取得者が中心となっているとのこと。応対下さったC氏は30代前半くらいの男性で、保健福祉部でインターンシップに従事したことがきっかけで、新設のこの事業支援団にスカウトされたよし。

2-3) 首都・ソウル特別市とその地域福祉

韓国の首都・ソウル特別市（以下「ソウル市」）の人口は約1000万人で、周辺をあわせた首都圏は2000万人に近く、いずれも日本の東京都・首都圏に匹敵する。異なる点は、日本では1000万人・2000万人は人口総数のそれれ12分の1、6分の1だが、韓国では5分の1、半数近い4割に相当する。それだけ韓国におけるソウルの影響力やプレゼンスは、東京のそれを超えるものと考えてよいであろう。

拙著（2016）で詳述したように、1970年代から人口膨張したソウル市は都市スラムのクリアランス事業を繰り返してきた。開発時代からの転換を象徴するのは、李明博大統領が市長時代に行った高架道路の撤去による清渓川の復元（2005年）である。

ソウル市は、その後2011年、給食無償化を全児童対象とするかどうかをめぐって⁴、保守派市長が辞任し、補欠選挙に臨んだところ、革新系・弁護士でかの落選運動主導者であり市民団体「参与連帯」共同発起人の朴元淳氏が当選した（2018年に三選、任期2022年まで）。朴元淳市長となって、ソウル市の旧庁舎は図書館となり、新庁舎は「市民聴」（序と同じ音）と称して、地下などに市民交流スペースを広くとっている。

⁴ 納食無償化の住民投票が投票率不足で不成立となったことで前市長が辞任したもの。なお韓国の地方自治は1992年に30年ぶりに復活し（事実上、新設）、2010年には、教育監（教育委員会の委員長に相当）も直接選挙に改定された。ソウル納食問題も、こうした地方自治・教育行政の改革や活性化を背景とするものである。

特筆すべき点は、「社会的経済支援センター」⁵の設置である（2013年1月）。北部・恩平区の政府研究機関が集まる中のビルの一角にあり、社会的企業への各種支援や、情報提供、行事・研修など活発に取り組んでいる。人権・ジェンダー、環境などに関わるテーマのほか、開発途上国への貧困問題やその国際協力なども取り上げていることが印象的であった。

ソウル市は「市政開発研究院」（1992年設立、2012年からソウル研究院）のほか、「ソウル市女性家族財団」（2002年設立）、「ソウル市福祉財団」（2003年設立）などの政策の統括・評価・開発など研究機能も持つ組織もいくつか付置している。いずれも、当然、政府機関と連携もするが、ときには「軋轢」「葛藤」などもあるとのこと。また大変興味深いことは、近年、政府が力を入れ始めた「雇用福祉プラス」と称するワンストップサービスやそこでの金融（債務）問題への取り組みなど、ソウル市が先に着手して、中央政府が跡付けで政策に取り込んでいくことが少なくないと明言されたことである。ソウルの国政への影響力をよく物語る一面である。

2-4) 地方自治体と地域福祉；「社会福祉協議体」・「福祉財団」

地方自治（体）における福祉実態について、ヒアリング調査で気づいたものの、まだ手付かずのこと、「社会福祉協議体」と「福祉財団」である。

まず同じ社会福祉協議会（社協）と称しても日本の場合と異なり、「韓国社会福祉協議会」は、政府・市町村などとは直接は関係がなく、韓国福祉事業連合会（1952年）を前身とする純粹に民間組織の連合体で（社会福祉事業法に基づく社会福祉法人）、福祉事業・サービスの提供を行ったりもしない⁶。初期には政府の別動隊的な役割を果たしていたが、福祉改革以降、一

⁵ ソウル特別市社会的経済センター Seoul Social Economy Center (<http://sehub.net/>) について、ソウル市の日本語サイトからもアクセスできる (<http://japanese.seoul.go.kr/>)。

⁶ 韓国社協では、政策部長氏から、1970年代以降の福祉事業と組織状況など、淀みなく解説頂いた（2009年8月26日）。個人見解として、福祉をめぐる意見・立場は概してイデオロギー対立を反映したものとコメントされた。

民間組織として「政府系」の色合いは薄められた。福祉施設の連合体という立場上、政府への苦言は直には言いにくいといったことはあるのは事実である、とのこと。

この「韓国社協」とは別に、近年、市町村ごとに「(地域) 社会福祉協議体」という機関がおかれ、民間福祉機関と行政との連絡調整にあたっているという。民間の社協メンバーに、地方自治体関係者を交えた会合となるため、社協サイドからすると、重複・煩雑な一面もあれば、立場が異なるため衝突することもあるとのこと（東海市での聞き取り）。ソウル冠岳区でも民間の福祉館（5）、児童センター（2）、老人施設（2）、青少年会館、精神健康センターなど12団体からなる「冠岳区社会福祉施設連合会」（冠施連）があり、他方、官主導の「冠岳区地域社会福祉協議体」（代表者協議体と障害者・サービスなど分野別）の実務協議体とが併存している（ほかに、福祉館（5）と老人福祉館（1）の「冠岳区在宅福祉連合会」（冠在連）がある）。

地域福祉の拡充にともなう官民の連携は不可欠ながら、重複・煩雑という一面もあるという率直な意見も聞かれたヒアリング当時から地域福祉事業が格段に拡充しているため、協議体の意義や役割の重要性が増しているだけに、事業を委託する地方自治体と受託する民間機関との連携の実態になにがしか変化が起こっているかもしれない。

もう一つ、自治体名を冠した「福祉財団」については、ソウル市福祉財団のほか、木浦市福祉財団を訪問した。当時の木浦市長の発案で設立されたことで、各種福祉事業の連絡調整のほか、1階フロアが基礎受給者らのための食材売り場になっていた（写真7）。市価より3割方、安く、月単位で利用に上限額があるという。

写真7 全羅南道「木浦市福祉財団」の低所得者向けの食材売り場



2009年9月1日、筆者撮影

3. 福祉施設

3-1. 総合社会福祉会館

1990年代からの地域福祉の担い手として急増したのが、各種の「福祉（会）館」である。日本の公民館のような、住民の活動・交流の場であり、教養・健康講座などが提供される。高齢者・女性・児童など複合機能を持つ場合を「総合福祉（会）館」と称し、対象を高齢者のみ、障碍者のみなどに限定されるものと2種類ある。いずれも市町村名を冠することが多いように、たいていは自治体が設置し、人件費・運営資金も自治体が負担するが、実際の運営は民間法人に3年ごとの認証評価をもとに委託される。運営にあたる法人は、キリスト教会系（長老会、聖公会など）・佛教系の福祉財団のほか、朝鮮戦争での孤児施設を出発点とする地域に根差す福祉法人などがある。

「順天市総合社会福祉会館」（写真8）は、解放直後に、難民の孤児11人を預かった「順天成信園」を母体として、現在は、老人介護（デイケア、訪問とも）、結婚移住女性支援、放課後の学童保育も行っている。DV被害女性の

写真8 順天市総合福祉社会館



②

경제 상태					성별					경济상태					성별					경济상태					
수급권자	처우면	기타	남	여	수급권자	처우면	기타	남	여	수급권자	처우면	기타	남	여	수급권자	처우면	기타	남	여	수급권자	처우면	기타	남	여	
117	82	35	19	98	8	3	5	1	7	117	82	35	19	98	8	3	5	1	7	117	82	35	19	98	
연령별					연령별					연령별					연령별					연령별					
60-64세	65-69세	70-74세	75-80세	81세 이상	60-64세	65-69세	70-74세	75-80세	81세 이상	60-64세	65-69세	70-74세	75-80세	81세 이상	60-64세	65-69세	70-74세	75-80세	81세 이상	60-64세	65-69세	70-74세	75-80세	81세 이상	
6	12	47	52		6	12	47	52		6	12	47	52		6	12	47	52		6	12	47	52		
건강 상태					이용률					건강 상태					이용률					건강 상태					
체력	지각	기운	기력	심리	부상	체력	지각	기운	기력	심리	부상	체력	지각	기운	체력	지각	기운	기력	심리	부상	체력	지각	기운	기력	심리
2	14	87				7	3	3	3	3	10	2	14	87		7	3	3	3	3	2	14	87		
[내기록]					[내기록]					[내기록]					[내기록]					[내기록]					
※ 기관 내 건강 및 이용률 통계					※ 건강 및 이용률 통계					※ 건강 및 이용률 통계					※ 건강 및 이용률 통계					※ 건강 및 이용률 통계					
※ 연령별 통계					※ 연령별 통계					※ 연령별 통계					※ 연령별 통계					※ 연령별 통계					

③



⑤

④



⑥

- ① 朝鮮戦争で孤児53人に増えたころのパネル写真（説明書きによると、1948年、元は神社だった建物に孤児11人を預かる「順天成信園」として開所したとのこと）
- ② 本館（2009年現在）。
- ③ 事業別の利用者状況を記載したボード（「計117人、基礎受給者82人」とある）。
- ④ 「順天フードバンク／保健福祉部（1688-1377）」トラックと、共同募金とサムソンのマークとともに「訪問する福祉」と書かれた移動沐浴の車両。
- ⑤ 併設されている学童保育室。
- ⑥ 結婚移住者への韓国語講座。

すべて2008年9月4日、筆者撮影

保護施設に数人がいて、一人、顔面があざだらけの高齢女性がおびえた様子に、衝撃を受け、言葉を失った。また、事務所のパソコンは、運営費や補助

写真9 東海市勤労者福祉会館



2010年8月26日、筆者撮影

金の不正がないように、保健福祉部とつながっているとのことであった。訪問入浴の自動車には、民営化された共同募金会（愛の実）とともにサムソンのマークも配されていた。

こうした福祉館のほか、東海市には50メートルプールも備えている大変立派な勤労者福祉会館が設置されている（写真9）。1960～70年代の日本では失業保険基金が潤沢で立派な箱物が各地に設置されたが、韓国では雇用保険施行直後にIMF通貨危機が発生したため、こうした余剰金はないせいか、「勤労者福祉」と冠する施設はまだ珍しい。

3-2. 敬老堂・大韓老人会と老人福祉会館

福祉（会）館のモデルとなったのは、韓国独特の「敬老堂」（老人亭とも言われた）であろう。高麗時代に地元「両班」の邸宅の一室での相談や交流の習慣に始まるとしてされる。解放後、1950年代に各地の都市に広がり、1969年に全国組織「大韓老人会」が結成され、現在にいたっている。政府との強いパイプを背景に（そのため「官辺団体」とも言われた）、1980年代初頭に建築法を改正させて、高層マンション建設で一定戸数ごとに敬老堂の設置が義務づけられた。2009年のヒアリング当時、全国に4,700カ所を数え、高齢者の約半数の500万人ほどが敬老堂メンバー（利用者）に登録されているという。単に交流・娯楽に興じたり、スポーツ・教養講座に参加するだけでな

く、注目すべき点は、1970年代から内職であれちょっとした稼得や就労先を世話したり、近年は児童見回りなどの地域貢献・ボランティア活動なども行っている。

総合または老人福祉館という建物のなかに、「敬老堂」と称する一室をしつらえるケースもある。全羅南道・高興（後述）では、男女別になつていて、女性専用室では、なるほど一人の老女が静かに横たわって昼寝をしていた。

ソウル市内の中国人街には、「帰韓」してきた中国朝鮮族の敬老堂があると知り、探し回って、やっとたどりついた。看板に「麻浦区立シネッキル〔小川の意〕敬老堂」とあり、ビルの一角で、30人くらいがマージャンや花札をしたり、雑談していた（写真10）。当時70代の会長は、1990年代に金泳三政権になって半世紀ぶりに慶尚南道の故郷に連絡がとれるようになって、ようやくにして韓国に帰って来れたとのこと。しかし、みな生活が苦しく、高齢で病気がちだったり、連れて帰ってきた子どもや孫たちが韓国社会になじめないと、苦労して帰って来たのにここでも苦労が絶えないと、涙ぐまれていた。みなで相談して、区の大韓老人会に申請したところ認可されて、寄り合う場所を得たとのこと。

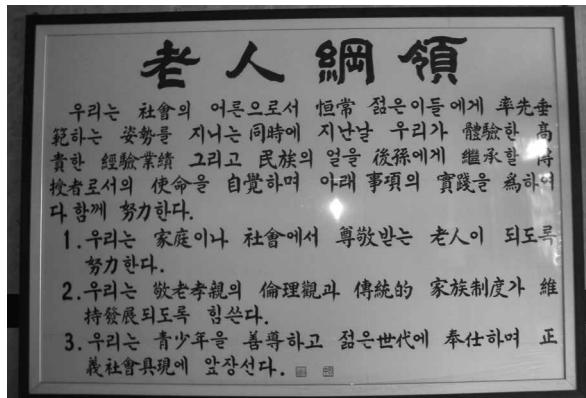
こうした敬老堂運営などにあたる「大韓老人会」の本部建物の玄関ロビーには、朴正熙大統領の配慮で建設されたという碑文のほか、「老人綱領」では、「率先垂範」し、「尊敬される老人」となり、「伝統的家族制度が維持発展」されるよう、また「正義社会具現の先頭に立つ」と高らかにうたいあげられている（写真11）。かつて政府白書でも「敬老孝親」を「美風良俗」としてきたが、「伝統的家族制度」は限界に直面して久しく、社会全体を疑似家族とする〈新しい共同体〉への転換は必須であろう。庭の3つの大きな石には、「老人福祉」「老人権益」「老人奉仕」という文字が刻まれ、それぞれの時代の課題が凝縮されている。将来、4つ目にはどういう言葉が入るのか、大韓老人会の柔軟な時代適応力をいつかまた確認したい。

写真10 中国帰国者らの「麻浦区立シネッキル〔小川の意〕敬老堂」



2010年8月28日、筆者撮影

写真11 「老人綱領」(大韓老人会本部の玄関の壁面)



2009年8月27日、筆者撮影

老人綱領

私は、社会の長老として、常に、若い者に対し、率先垂範する姿勢を保つとともに、これまでに我らが体験してきた高貴なる経験業績、そして民族の魂を後孫に継承する伝授者としての使命を自覚し、以下の事項の実践のために、ともに努力する。

1. 我らは、家庭や社会において、尊敬される老人になるように努力する。
2. 我らは、敬老孝親の倫理觀と伝統的家族制度が維持発展されるように、力を注ぐ。
3. 我らは、青少年を善導し、若い世代に奉仕し、正義社会具現の先頭に立つ。

(拙訳)

高齢化時代だけに、福祉館の中心は老人対象である。

高齢化率が最も高い「長寿ベルト地帯」⁷の全羅南道・高興郡と、ソウル市内中心部・鍾路区の老人福祉社会館を紹介しよう。

「高興老人福祉タウン」と総称する施設（写真12）の運営母体は病院（医療法人）である。病院・療養棟から見れば小ぶりだが、単体の老人福祉社会館としては決して小さくない。4階建てで、食堂、男女別の敬老堂、パソコン教室、娯楽室、講義室などがすべて揃っている。最上階で、音楽ホールなどにある重そうな扉から何やら軽妙な音楽が漏れ聞こえる。ドアを開けて、びっくり！ 平日の白昼、ざっと50人近い男女ペアが優雅にダンスのステップを踏んでいる。無料のダンス教室だそうである。

療養者の居室は、隣接の療養棟の高層階にあり、眺めもよく、韓国のかつての家屋の造りを模して、玄関すぐロビーのようなスペースに数人がくつろいでいた。新しいだけにきれいだったが、同行下さった福祉学の教授はあとで、「中庭のある、藁ぶきや瓦屋根の家で育った年寄りが、まるでビルの箱の中に入れられているようで、かわいそうだ」とつぶやかれた。

高齢者関連の施設の利用者は概して女性が多いが、大韓佛教曹溪宗社会福祉財団が運営するソウル鍾路老人福祉センター（写真13）（2001年開館、2015年に別館完成）は、2017年当時、利用者1万人近くのうち、非常に珍しいことに男性が78%（7,597人）にものぼるという。理由は、以前この界隈で商売をしていた人たちが引退後もかつての仕事仲間に会えるからと、地下鉄に乗って通ってきたりもするからという（正面玄関が地下鉄駅のエレベーターの真ん前）。昼食（3,000ウォン）が格安で、普通食と減塩の二種類あるので大人気で、実際、食堂前には11時の開始を待つ利用者がざっと100人以上はいた。食事の提供に、毎日、大勢のボランティア女性が通ってくるという。

そしてさすが首都のど真ん中・鍾路と感心したことの1つに、放送部や映

⁷ 順天市に隣接するこれら「長寿ベルト」では、高齢女性の生活保護受給率は実に15%を超えている。

韓国の地域福祉に関するフィールド・メモ

画製作班もあるという。スキルを磨いて、アルバイトとして館内放送を担当したり、あるいは映画鑑賞室が館内にあるので、上映会を開いたりもするという。もう1つは、相談室に「성 상담」とあり、応対頂いた若い女性福祉士に「性相談ってsexですよね」と尋ねると、「はいそうです、性は若者だけの悩みじゃないですよ」とさらっとながらも毅然とした答えを頂き、なるほどと思いつつも正直、驚いた。

写真12 長寿ベルト地帯・高興郡の「老人福祉タウン」



左：高興総合病院（左の建物）に隣接する療養施設（中央）と高興老人社会福祉会館（右隣）
右：高興老人社会福祉会館の無料ダンス教室（ともに2008年9月4日、筆者撮影）

写真13 ソウル老人福祉館の食堂



左：食堂ボランティアの女性たち
右：ランチタイム（11時と12時の二回制）を待つ利用者
(ともに、2017年11月23日、小松宏氏—当時院生—の撮影)

3-3. 女性・家族・子ども・障碍者、外国人の支援

中央大学は、福祉学（当時は社会事業学）講座を早く開設した大学の1つで、地域セツルメント活動の拠点の1つでもある。「中央児童館」は、1975年11月、中央大学の教授らが中心になって「奉天^{ボンチヨン}福祉館」として出発したという（奉天洞^{ボンチヨンドン}という地名にはスラムなどのイメージが残っているため、最近、町名自体が中央洞^{チヨンアンドン}に変えられたという）。当時まだ児童館はめずらしく、おそらく全国で3番目だろうとのことである。中央大学で児童福祉を学ぶ学生らの実習の場でもあり、近在の学校とも連携して、放課後事業などにあたっている。ここでは、施設運営の規定やルールなどを尋ねたら、いくつか答えたあと少し中座されて、戻ると、筆者のメールアドレスに保健福祉部が公開している福祉施設設置・運営の規定冊子を送信しておいたとのこと。保健福祉部公式サイトにもアップされていたであろうに、その機転と親切に驚くやら有難いやらであった。

2005年は合計特殊出生率が1.08という史上最低を記録し、先後して5月には「低出産高齢社会基本法」が制定されている。そのため、2000年代に、高

写真14 中央大学運営の中央児童館



隣接の別館が高齢者などの施設という。

2009年8月18日、筆者撮影

齢者に並んで、子ども・子育て支援も急速に拡充されてきた。

具体的には、アイトルボム〔子育て〕支援法（2012年）による養育手当への導入と、関連して「地域児童センター」の設置である。地域児童センターについては、先述したように、女性家族部所管の「地域児童センター支援団」（社団法人）が、管理・統括と政策へのフィードバックを担っている（拙稿2015、など）。

近年の韓国の地域福祉の重要課題の1つが、結婚移住女性（15万人を超える）とその多文化家族への支援である。悪徳紹介業者の管理・監視を法制化したのち、先述したように2008年に多文化家族支援法が制定され、5年ごとの実態調査と、基礎自治体に支援センターの設置が義務づけられている。慶尚北道の山間の尚州市の場合、大韓キリスト教会長老会の教会が運営にあたっている。バザーでビーズの飾りが売れてお小遣いが出たことをとても喜んだことから、商店街のはずれに「幸福ハウス」^{ハングク}という小さなレストランを開いて、ベトナム春巻きなどのメニューを掲げて営業している。

写真15 多文化家族支援センター運営の小さなレストラン「幸福ハウス」
(尚州市)



2010年3月31日、筆者撮影

3-4. 地域自活センターと社会的企業

拙稿（2020）で論じているように、韓国の低所得者⁸（生活困窮者に相当）への「自活」支援は、1982年の生活保護法改正で法定化され、1997年の改正で、前年から試行している「地域自活センター」（当時は「自活後見機関」）

事業が取り入れられるところとなった。

2004年に訪問した全州市地域自活後見機関は、バラック仕様の住居がひしめく一角を通り抜けた高台にあって、1階の広めの部屋で高齢女性が編み物をしていた。2階の事務所で、「自活後見事業」には、所定4事業（清掃、住居修理、看護、食品回収リサイクル）のほか、独自に追加もできるなど、その制度と実態をレクチャーして頂いた。この地域では、昼間、両親が働きに出るため、子どもの放課後の世話なども手掛けているとのことだった。自活事業の趣旨を理解できている今なら、利用者人数や通ってきた集落の状況など、聞きたいことが山ほどあったなど悔やまれる。

同様に、自活後見機関センターでも、ヒアリングというより、フランス留学経験を持つ金信良氏からもっぱら懇切なレクチャーをして顶いた。当時、彼女がとても力説していたことは、次上位階層⁸（注8、参照）など自活事業参加を義務づけられる「条件付」（受給者）とではほとんど違いがない、条件付きで就労して、所得が最低生計水準を超えると受給できなくなることを心配して就労を嫌がる結果となっている、この悪循環を断ち切って、転職・転居のための費用を貯めるくらいまで就労意欲を高めるインセンティブが必要だ、と。のちに、実現された「希望リボン」（現在の希望育成手帳）が、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit : EITC）に相当すると理解できた。この制度は、間違いなく自活事業の現場から提言し実現させたものであろう。

自活事業の現場としては、1996年の試行6カ所の1つであるソウル冠岳（自活事業のいわば一丁目一番地）、事例管理に定評あるという大田西部（大田広域市）⁹と、外国人労働者の多い安山市のほか、釜山市内でも訪問した。ソウル冠岳のセンター長で、この分野の実践者でありかつ研究者でも

⁸ かつての行政用語は「零細民」で、国民基礎生活保障制度では、所得が、世帯人数に応じた最低生計費を超えて120%以内を「次上位階層」と規定されているほか、社会的企業支援法では長期失業者のほか、軍隊除隊者、経歴中断女性、結婚移住者などを「脆弱階層」としている。

ある、金ジョンウォン氏から、設立経緯、法制化過程などを教示頂いた。大田西部センターの事例集計によると、対象者の多くが離婚して子どもを抱える女性が多く、健康上の問題などもあり、就労支援として、職場に一緒に出向いて、企業・雇用主サイドとも連携することもあるという。安山市の自活センターは、労組系の運営で、ここでは、低所得者の場合、住宅保証に困ることが多いために、機関保障制度を自分たちで新設したりもしたとのことであった。

こうした地域自活センターは、全国に249カ所あり、（社団法人）韓国地域自活センター協会がその統括にあたってきた。しかし法改正によって、事業統括については政府主導の中央自活センター（新設）が担当することとされたことから、役割分担や事業実施をめぐっても軋轢があつても不思議ではないが、内情は不詳である。

自活事業の内容には、社会的企業に重なる部分がかなりある。その詳細は、別の機会に譲るとして、これまでの社会的企業関連の現場から、3点、記録しておきたい。

第1は、社会的企業中央協議会でのヒアリングで、社会的企業育成法の制定が、「いわば‘下からの’力でなされた」とコメントされたことである。この点は、具体的にどのような動きがあったのか、また自活事業センターサイドがどう関わったのかなど、今後明らかにしたい。

第2に、釜山広域市の社会的企業研究センターでは、釜山大学の教授らと連携しているとのこと。ソウルに次ぐ大都会だけに、こうした産学連携の地域特性なども把握できればと思う。

最後に、「社会的企業振興院」という政府シンクタンクのような組織があり、どのような趣旨、背景から作られ、どのような活動をしているのか、ソウル社会的経済支援センターなどとの連携実態なども、韓国の「社会的経

⁹ この当時、忠清南道の知事がリベラルな市民派であるため、大田広域市でも福祉実践が活気づいているとのことであった。その知事が次期の有力大統領候補と目されながら、性的ハラスメントが発覚して、先ごろ有罪判決が確定し、驚かされた。

済」戦略の考察に不可欠である。

3-5. 現場を支える人々

地域福祉の現場で出会った人たちのふとした言動に、韓国の実相を肌で感じた。

2010年、東海市の関係者（女性）は、基礎法施行後とくに盧武鉉時代に入って、福祉状況が「目に見えて変わってきたと実感する」と言われた。

——本当によくなつた、とくに老人福祉がすごく発展した。その理由として、日本も同じと思うが、韓国では倫理的な思想がまだ根強くて、年をめした方々は自分の親の世話を他人に任せるなど社会的に受け入れられなかつた。5年前からこんな田舎でも療養保険制度が導入されて、そういう考え方を持っておられた人たちが利用してみて、とても頼みになるので、そうした考えがなくなつた。老人の余暇生活も目に見えるほどよくなつた。私たちもそれなりに忙しく育つてきたが、個人のことで手が一杯。いい点もあるが、こうした心配はある。サービスを利用してみて、自分でなくても、他人に頼んで月に4回とか3回とか利用するなり、施設なら施設を利用する。

それでは韓国の家族関係・文化がなくなるのではないかという心配については、「ないことはない。自分たちの世代はまだしも、これから我々の子どもの世代はとても忙しくて、個人のことで手がいっぱいだから。」また、福祉改革は一定、めどがたつてきたようなので、今後の抱負をお聞きしたら、「福祉学を学んできたが、大学院とかで政治・経済とか視野を広げるような勉強がしたい」とのことだった（余力があれば地域社会イニシアティブ・コースの韓国支部が作れたかもしれない）。

他方、大田広域市の福祉館の女性館長は、「経営の勉強をしたい、福祉館の運営に必要だ」と一度ならずおっしゃっていた。館長ともなると、人事や

経理など組織の存続・拡充を考えないといけないから、と。また悩ましい点として、福祉現場には女性職員が多く、当時、3人が産休に入る予定があり、おめでたいことだし休暇は当然必要だし、同じ女性としての自分の経験からもそれはよくわかってはいる、とはいえ、主力人材ともなると、誰にでも代わりができるわけではないのでこれはとても頭が痛い、とも。

21世紀の韓国社会の大きな変化の1つが、女性運動界の積年の課題であった戸主制の撤廃である（2003年違憲判決、2008年から家族登録制）。両親の苗字を併記する人が現れ始めているが、これまで実際に出会ったのはまだ大田市の社会的企業家お一人である。氏の以前の職場に女性が多く、みなそうしていたので自然な流れで自分もそうするようになったそうである。

また福祉に関する社会風土の変化は、言うまでもなく、生活保障受給へのステイグマが軽減しているらしいことである。（被）保護者から受給者への言葉の置き換えにも象徴される。東海市の若い社会福祉士（女性）は、「基礎法が施行されている今、おばあちゃんたちでも最低生活保障は国民としての権利だから恥じる必要はないと考えていますよ」と断言した。

またまさにノーマラーゼーションだと実感したのが、佛教大学・朴光駿先生に連れていただいた濟州・西帰浦市での障害者福祉施設長さんのお話だった。曰く、障害者福祉は、最初は彼らに不足するものをケアすることから始まったが、第二段階ではその家族や周囲へのサポートや教育が重点課題となるが、しかし今やそこも過ぎて、社会全体が障害について理解して、社会のほうが障害者を前提とした仕様に変わらなければならない、と。

同様のことは、尚州多文化家族支援センター長のP牧師（「軍隊に行って神に会った」とのこと）の活動経験からの言葉にもあった。「外国から来た移住女性らに韓国の言葉や文化・習慣を教えることももちろん大切ですが、同様に、夫やその親たちにも、妻（嫁）の立場・気持ちや出身国の文化などを理解するように、教育することもとても重要で、受け入れる側、我々自身も変わらないといけない」と。

外国人労働者支援を続けてこられた広州市のA牧師は、さらに進んで、こ

これまで韓国（朝鮮）は異民族・異文化を受容する経験をしてこなかった、もっと受け入れて、韓国社会が変わらないといけないという持論をお持ちだった。

結びにかえて

今後の課題を書き出すための、雑駁なフィールド・メモであるが、韓国社会に、ノーマライゼイションに向かうベクトルが確実に育っていることは示せたであろうか。〈国民〉としての権利のための連帯と分かち合いについては、38度線が流動化するときにきっとその確かさが試されるであろう。

参考文献

- 金早雪 2020 「韓国の勤労貧困対策としての雇用・福祉連携施策」『信州大学経法論集』第8号、pp.1～28
- （編著） 2019 a 『生活現場の活動者たち』木犀社
- 김조설（金早雪） 2019 b 「1980-1997년 까지의 경제성장과 사회보장 체제의 형성」（1980-1997年までの経済成長と社会保障体制の形成）、チョ・ソンウンほか『한국 사회보장제도의 역사적 변화과정과 미래 발전 방향』（韓国社会保障制度の歴史的変化過程と未来発展方向）、韓国保健社会研究院、pp.164-200
- 金早雪 2018 「追悼 碩学凡偶居士 姜在彦先生を偲んで」『抗路』 5号、pp.154-165
- 김조설（金早雪） 2017 a 『(정치경제학 관점에서 살펴보는) 한국 복지 정책 형성의 역사』（[政治経済学観点から分析する] 韓国福祉政策形成の歴史）、図書出版人間ト福祉（ソウル）（韓国語）（平成28年度の科研・研究成果公開促進費〔学術図書〕（16HP5151）の対象図書、大韓民国学術院「2017年優秀学術図書（社会科学）」に選定）。
- 金早雪 2017 b 「韓国：女性の生涯生活保障のための課題」、日本婦人団体連合会『女性白書2017』（特集：女性の人権と社会保障）、ほるぷ出版、

pp.18-21

- 2016 a 『韓国・社会保障形成の政治経済学—国家と国民生活の変革—』新幹社
- 2016 b 「韓国の普遍主義的福祉改革とその後——福祉の「多元化」と雇用・教育との連携——」、連合総研『DIO』、2016年10月号、pp.12-15
- 2016 c 「韓国の経済成長と『救護行政』の限界：生活政策における〈公〉と〈私〉の複合構造」、『信州大学経済学論集』、第67号、pp.1-57
- 2015 a 「岐路に立つ韓国の社会保障制度の改革課題と現金給付制度：『最低生計費』保障から『マッチャム（ニーズ対応）型』社会手当構想へ」、宇佐見耕一・牧野久美子編『新興諸国の現金給付政策』アジア経済研究所、pp.167-195
- 2015 b 「大韓民国」、宇佐見耕一・小谷真男ほか編『世界の社会福祉年鑑2015：各国の子ども政策と社会福祉』旬報社、pp.289-321
- 2014 a 「韓国・朴正熙政権時代の経済成長戦略と社会保障構想」、『信州大学経済学論集』、第65号、pp.57-99
- 2014 b 「1960年代前半の韓国における反共国家建設と社会・生活政策」、『信州大学経済学論集』、第65号、pp.101-140
- 2014 b 「韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証(4)韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証(4)」、『信州大学経済学論集』、第65号、pp.141-192
- 2014 c 「大韓民国」、宇佐見耕一・萩原康生ほか編『世界の社会福祉年鑑2014：ジェンダーと社会福祉』旬報社、pp.197-226
- 2014 d 「韓国版ベーシック・インカムへの現金給付政策構想」、『アジア研ワールド・トレンド』アジア経済研究所、No.229、pp.25-28
- 2013 「大韓民国」、宇佐見耕一・萩原康生ほか編『世界の社会福祉年鑑2013：公的部門と民間部門の役割と責任』旬報社、pp.65-88
- 2012 a 金早雪「韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証(1)朝鮮戦争時から休戦直後の行政統計資料」、『信州大学経済学論集』第63号、

- pp.123-162
- 2012 b 「韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証(2)『保健社会統計年報』の分析」、『信州大学経済学論集』第63号、pp.163-189
- 2012 c 「韓国の初期社会・生活行政をめぐる資料検証(3)建国大学『救護行政調査』(1968年) の分析」、『信州大学経済学論集』第63号、pp.191-246
- 2012 d 「大韓民国」、宇佐見耕一・萩原康生ほか編『世界の社会福祉年鑑2012：自然災害と社会福祉』旬報社、pp.365-388
- 2011 a 「韓国の青年雇用ミスマッチへの2つの対応戦略」『海外社会保障』176号、pp.53-65
- 2011 b 「大韓民国」、宇佐見耕一ほか編『世界の社会福祉年鑑2011：社会福祉と貧困・格差』旬報社、pp.225-248
- 2011 c 「韓国のナショナル・ミニマム構築と高齢者生活保障」、宇佐見耕一編『新興諸国における高齢者をめぐる問題と現状』アジア経済研究所、pp.233-267
- KIM, Joseol (金早雪) 2010a "Labor and Welfare for an Advanced Economy in the Republic of Korea," Usami Koichi ed., *Non-standard Employment under Globalization*, Palgrave-Macmillan, pp.176-219
- 金早雪 2010 b 「大韓民国」、萩原康生ほか編『世界の社会福祉年鑑2010』旬報社、pp.213-248
- 2009 「韓国における生存権保障政策の展開：「福祉革命」への道」、鹿児島国際大学『地域経済政策研究』第10号（本多健吉教授追悼号）、pp.47-79
- 2008 「大韓民国」、宇佐見耕一・萩原康生ほか編『世界の社会福祉年鑑2008』旬報社、pp.275-329
- 2007 a 「「新興工業国における雇用と社会政策」第3回 韓国」『アジア経済』48-1、pp.32-51
- 2007 b 「大韓民国」、宇佐見耕一・萩原康生ほか編『世界の社会福祉

- 年鑑2007』旬報社、pp.271-318
- 2006「大韓民国」、萩原康生ほか編『世界の社会福祉年鑑2016』旬報社、pp.285-313
- 2005「韓国・公的扶助の救護・保護から普遍的最低生活保障への転換」、宇佐見耕一編『新興工業国的社会福祉』アジア経済研究所、pp.73-124
- 2004「IMF体制と「韓国型福祉国家」」『海外社会保障研究』No.146、pp.43-53
- 2002「韓国型「福祉国家」への政治社会力学：社会保障基本法（1995年）を中心に」『朝鮮奨学会論集』第24集、pp.49-74
- 1992「韓国における社会保障政策の展開と現状」『大原社会問題研究所雑誌』399、pp.15-31

(追記)

ここに掲載された論文「韓国の勤労貧困対策としての雇用・福祉連携施策」と研究ノート「韓国の地域福祉に関するフィールド・メモ」が、信州大学での経済学部から経法学部にわたる在籍34年目にして最後の記念作品となります。長い間、楽しくも貴重な職業生活を送ることができ、着任当時から現在に至るまでの多くの同僚諸先生方、事務方皆様や関係各位に心からの感謝をここに申し述べます

2019年11月 金 早雪